

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				
コンサルティング業	ビジネスサポートセンター株式会社			神奈川県横浜市中区本町2丁目15番地 横浜大同生命ビル7階 (045-664-0422)				
① 時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	② 業務の 種類	③ 労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間				⑦ 期間
				④ 1日	1日を超える一定の期間 (起算日)		⑧ 期間	
				⑤ 1か月(毎月1日)	⑥ 1年(5月1日)			
① 下記②に該当 しない労働者	臨時的受注・納期の変更 月末の決算整理のため	書類作成	3人	1日8時間	3時間	45時間	360時間	平成26年4月1日
		経理	2人	1日8時間	3時間	45時間	360時間	～平成27年3月31日

② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								

① 休日労働をさせる必要のある具体的事由		② 業務の 種類	③ 労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	⑧ 労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			⑦ 期間
臨時的受注・納期の変更		書類作成	3人	毎週土曜・日曜	1カ月に1日、9:00～18:00			平成26年4月1日 ～平成27年3月31日

協定の成立年月日 平成26年 3月 20日

職名 一般

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (

氏名 人事 花子
拳手による

印)

平成26年 3月 21日

職名 代表取締役
使用者 氏名 平川 将



臨時的に限度時間を超えなければならない場合、
このような特別条項付協定を結ぶことができます。

[特別条項]
一定期間における延長時間は1か月45時間とする。ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として、1か月60時間までこれを延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。

横浜南

労働基準監督署長 殿